（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の概要

令和４年４月１日

大　潟　村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大潟村内	無	R4.4　～　R6.3	大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	